平成27年度第1回総合教育会議会議録

日時:平成27年4月1日(水)

午後3時30分開会

場所:市本庁舎4階 庁議室

出席者 津市長 前葉泰幸

津市教育委員会 委員長 坪 井 守

委員庄山昭子

委員松本昭彦

委 員 滝 澤 多佳子

教育長 石 川 博 之

教育次長 それでは定刻になりましたので総合教育会議の開催に当たりまして、 前葉市長から開催のご挨拶をお願いいたします。

市長 本日付で施行されました新しい地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、津市総合教育会議を本日発足させます。ついては第1回の会議を何としても4月1日にやりたいというわがままなことを申しました。後ほど私の時間をいただく中で、その意図するところを申し上げたいというように思いますが、どうも今まで調べたところによると、事務局が調べてくれたところによると、どうも今日やっているのは津市だけみたいでございますので、私ども県都として、この新しい法律の第1歩、先頭を切って踏み出せたということで本当に嬉しく思っております。

坪井守委員長をはじめ、委員の皆様方には平素から教育行政の推進にご尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げ、また教育委員会とのいろいろなコミュニケーション、この総合教育会議を含めて、今後も今までどおり、あるいはそれ以上に実施をしてまいりたいと思っておりますので本日はよろしくお願い申し上げます。

教育次長 ありがとうございました。本日の「総合教育会議」は30分間の予定でございます。会議が円滑かつ効果的に運営できるよう、庶務的な進行は事務局でさせていただきます。

なお、会議は、あまり形式にとらわれず、自由発言による委員間協議が基本 でございますので、活発な協議をお願いいたします。

事項書のとおり、本日の協議・調整項目は「総合教育会議について」と「総合教育会議の運営について」の2件でございます。

それでは、さっそく協議・調整事項「1 総合教育会議について」に入りたいと思います。

まず、最初に「総合教育会議の設置及び大綱の策定」の概要について、ご説明申し上げたいと思います。

お手元の事項書を1枚めくっていただきますと資料1がございますので、それをご覧いただきたいと思います。

1の総合教育会議の設置及び大綱の策定でございます。

いずれも、改正後の地教行法に規定されている内容を抜粋したものでございます。

(1)でございますが、市長は総合教育会議を設置し、総合教育会議は市長と教育委員会から構成されます。

- (2)でございますが、総合教育会議の招集は市長が行い、教育委員会は必要に応じ、市長に開催を求めることができます。
- (3)でございますが、市長は、総合教育会議におきまして教育委員会と協議し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することになります。
- (4)でございますが、会議では、大綱の策定、諸条件の整備など重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うことになります。
- (5)でございますが、市長及び教育委員会は、総合教育会議で調整された事項の調整結果を尊重しなければなりません。

続きまして、2の事務の執行体制でございます。

総合教育会議につきましては、市長部局や知事部局などの担当が多い中、津市では教育委員会事務局教育総務課に担当を置き、総合教育会議及び教育等に関わる総合的な大綱の策定等に関することを担当いたします。

また、政策財務部政策課では、いずれの業務に係る総合調整を担当いたします。

総合教育会議における協議の項目につきましては、多くが教育の分野に関わる項目であると想定されますことから、本市では教育委員会事務局教育総務課での担当の方が、より適切であり、合理的な判断に基づき、執行体制を決定いたしました。

以上で概要の説明を終了いたします。

ご質問、ご意見があればお願いいたします。

(異議なしの声あり)

教育次長 それでは、続きまして、本日は第1回目でございますので、前葉市 長と、また、教育委員会を代表して坪井委員長から、総合教育会議への期待や 役割など、それぞれの所見をお願いしたいと思います。

それでは、まず、前葉市長、お願いします。

市長 着座のまま、会議にも入りましたので私の考え方を少し申し述べたいと 思います。

キーワードは二つかなと思っています。一つはせっかくこのような法改正があったのだからこの総合教育会議を実質的に機能する場とさせたいということであります。もう一つは、しかしながら中身は極めて自然体で行きたいというように思っており、このようなことを申し述べたいと思います。

まず前者の実質的に機能する形で運用したいと申しますのは、この総合教育会議が、世の中から一部批判をされる対象として、今回の法改正が市長の首長の教育に対する政治介入だというリスクがあると言われることがあります。

私はリスクは全くないと思っております。なぜならば、今回の法律は、権限を変えていない、教育委員会の権限は教育委員会のまま、そして市長の権限は市長の権限のままでありますから、今までの権限しかない市長がいかに権限を振りかざして教育への政治介入ができようか、できるわけがないということであります。したがって、引き続き私は予算を執行し、学校環境を整えるというのが市長の責務、そして教育の実施は教育委員会の権限であり責務というようにとらえております。

なぜ、この会議が設置されることになったのかということについて言えば、 これはやはりもっともっと首長と教育委員の間で、平素からコミュニケーショ ンを取るべきだ、もっともっと繋がるべきだということであったのではないか というように思います。それが端的な非常に悲しい形で出たのがいじめに対す る対応で、大津の事件であったように思います。これは一種の危機管理であり ます。新しい地教行法の1条の4に今、倉田次長が読んでくれたように、一つ はもちろん重点的に講ずべき施策を議論しましょうということなのですが、も う一つは児童生徒の生命身体に被害が生じ、又はその恐れがあると見込まれる 場合等の緊急の場合に講ずべき措置を議論する場所だというように明記されて います。法律が何を期待するのかというと、緊急に講ずべき措置を考えなけれ ばいけないというケースというのは、急を要するケースであるので、その急を 要するケースに総合教育会議がぱっと機動的に開催できて、そして適切な対応 策をきちっと議論できる、そういうことが必要であります。この総合教育会議 が機能する形にしたいと申したのは、4月1日に開催したいと申した理由は、 そこにあります。なぜならば、そのような状況が生じるか誰も分からない、い つ生ずるか分からない、4月1日以降いつ生ずるか分からない、そして4月1 日にこの会議が開けるようになったのに、まだ開いてなくて、もし本当にひど い状況が生じてそれが第1回の会議になるというのは、我々が十分な準備が整 っていない状況で、それに入らなければならないという可能性があるからであ ります。

今日この会議を開いて、顔を見合わせた以上は、「よし、あの会議だ」という ふうに、ピッとくる教育委員会ないし私がいるということで、そのような事態 はあまり期待はしておりませんが、なければないほうがいいのですが、そのような危機管理の対応ができると言うように思います。例えば私が、災害対応で 自衛隊に知事から出動をお願いしていただくことがあることに備えて、自衛隊 の司令と顔の見える関係を作っております。でも普段のコミュニケーションが ないと、いざという時にやはりうまく機能しないリスクがあるということでありますし、県との信頼関係をしっかり結んでいくのもそういうことであります。

しからば、そういう形で機能をさせたい総合教育会議がなければ、今まででざっくばらんな議論ができなかったというとそうではなくて、津市の場合は、今のメンバーの皆さん、滝澤先生が一番新しいのですが、メンバーとの間でコミュニケーションを取ってきましたので、非公式の場ではありますが懇談の場を何度か設けて話をしてきましたので、恐らくそういう関係を今後も続けていけばいいのではないかと私は思っております。もちろん総合教育会議という場でオープンな議論ができるということは楽しみにしておりますし、この総合教育会議は公開をされ、議事録は残りますので双方ここでいうことに対する責任等は持たなければならないということでありますが、その意味ではオンザテーブル、オープンになるわけでありますが、しかしながらこれは教育委員会も私も市民のために教育をどうするかということを考える中で発言していることでありましょうから、何ら隠すところはないと思っておりますので、是非自然体で今までどおりの形でこの総合教育会議を進行していただければというように思います。

以上、大きな二点が申し上げたいことでございます。

最後、少しだけ付言いたしますが、学校教育以外に学校教育はもちろんですが、少し私の立場から教育委員会との議論を深めたい点がいくつかありまして、一つは生涯学習の分野で、これは実は市長部局のコミュニティ行政とかに関わることが多い、公民館ですとか。

幼児教育、これも保育とのかかわりが非常に大きい。逆に私どもが主として担当しているスポーツ、文化の振興というのは逆に教育委員会の権限である、例えば児童・生徒の体力向上でありますとか、あるいは学術のところで文化財などと関わるところが大きいということで、特にこのあたりについては、この総合教育会議が議論する場所としても非常に相応しい場所になっているというように思います。したがって、学校教育以外の分野でも是非この場でご議論をお願いしたいと思っております。

以上、この会議を機能させたいということと、しかし中身は自然体でやりたい、これらは双方の信頼関係に基づいて成り立つものであると思います。私がこの会議の事務局を、極めてどうも稀になったようですが、教育委員会に事務局をメインでお願いし、総合調整の権限だけを政策財務部にお願いしたのは、教育委員会に対する信頼を置いているからでありまして、他のところが信頼を置いていないから市長部局にしたということではないと思いますが、信頼を置いていないとできないことだと思いますので、その信頼を受け止めていただき、

共によりよい津市の教育を進めるためにこの会議をうまく機能させていきましょう。よろしくお願いします。以上です。

教育次長 ありがとうございました。それでは、続きまして坪井委員長お願します。

坪井教育委員長 私も着座したまま少しお話させていただきたいと思います。 教育委員会を代表してといいましても、若干個人的な私見も入っているので申 し訳ないのですけが、まず、私から今回の地方教育行政法の改正についての思 いと、それに伴う総合教育会議への期待などの所見を少し述べさせていただき たいと思います。

まず、教育改革についての表れですが、これは、二つあると思います。一つは、国の動きや国民のニーズが改革の流れに入ってくる外部からの動きと、もう一方で、教育の中の動きとして、これまでの教育を見直し、変えていこうとする内部の動きです。ただ、今回の教育委員会制度の改革は、どちらかというと外側から来た流れではないかなと思っております。

この教育委員会制度というのは、皆さん言われますように教育の政治的中立性と継続性、安定性を確保しながら、教育行政に多くの民意を反映する仕組みとして、私は、できた当初からずいぶん機能を果たしてきたと思います。ただ、一方で、教育委員会制度に対しては、昨今、責任の不明確さ、風通しの悪さ、危機管理能の低さ、あるいは、追認機関等の問題を指摘する声があったことも事実だと思います。それに伴って、先ほど市長のほうからもありましたように、いじめや体罰に起因するとみられる自殺事件をきっかけとして教育委員会に対する風当たりというかそういうものも強くなってきたように私自身、身にしみて感じております。

ただ、こうした教育委員会制度の動きを見聞きする中で、私自身は、教育委員会事務局の職員としても何年間か勤めさせていただきましたし、教育委員として3年間ほど勤めさせていただいて、今回の外からの改革は、むしろ外からの改革というより、私自身、教育行政に携わっていて、もっと内部から変えていく姿勢があってもよかったのかなという思いに駆られております。私たち教育に携わるものが変えていく必要があったと。といいますのは、制度というものは、常に点検改善を加えていかないと、やはり時の経過とともに疲弊していきます。今回の教育委員会制度の改革がされたのは、少し制度が疲労した一端の表れではないか、私自身、そのように捉えております。そんな意味も踏まえて、教育委員会の委員がそれぞれもう一度研さんに励んで、開かれた教育委員会にしていくのだという、これを機会にしていければと思っています。

そこで、本題の総合教育会議についてでありますが、これまでを振り返ってみますと、教育の根本的な理念といいますか、教育の内容について、市長としっかり議論する場は、ほとんどなかったのではないかなというふうに思います。しかしながら、昨年度、市長と教育委員会の懇談の場がかなり持たれるようになり、私たち教育委員会の思いや願いを市長に伝えることができましたし、市長の教育への期待や熱い思いに触れることができたことは、大きな収穫であったと思います。

やはり市長と教育委員会の車が両輪となって教育行政を進めていくことは、 これからの津市の子どもたちの教育の維持・継承を図っていく上で、極めて重要なことであると、昨年度、特に感じところです。

幸いにも、昨年度からこのような懇談会が持たれていますので、本日4月1日から「津市総合教育会議」が開催されますけれども、それぞれの教育委員の皆さんはすいぶん心構えができているのではないかなと思います。適度な緊張感を保ちつつも、自由闊達な議論ができたらなと思っています。

それから、今回、「津市総合教育会議」が設置されたことによって、市長の下、 津市が一体となって教育施策を進める体制ができてくるのではないかと期待しております。例えばですが、教育委員会所管の「幼児教育」と市長部局所管の「保育」、これが一体的に進められるのではないかなとか、あるいは、短期大学との連携、公立と私立の間の調整、そういったものが円滑に、より充実した形で進んでいくのではないかと期待しております。

それと、市民の代表である市長さんからは、日々刻々と変化する幅広い市民のご意見、教育委員会の中だとどうしても義務教育の枠内で議論してしまいますけど、そこで見落としてしまうような、気付かないようなご意見を市長さんからお聞かせていただける絶好の会議ではないかと捉えています。

ただ、一方で、教育というものは、私自身いつも考えているのですが、長い時間軸でやっぱり捉えていかなければならないものなので、ただ教育施策や行政課題について協議するだけではなくて、学校教育や社会教育についての理念、それから、10年、20年先の津市の教育はどうあるべきか、そういう先を見通した議論を、市長さんと重ねられたらといいのではないかと思っています。真摯でしかもオープンな形で津市の教育についての議論を重ねられればと考えています。

最後になりましたが、今回の新しい教育委員会制度への移行を機に、私たち、教育委員会内部の運営の在り方というのを見直して、検討していきたいと思いますし、今の教育委員長と教育長の連携の在り方や、おそらく、この後、新教育長ということが生まれてくると思いますが、新教育長とまわりの教育委員との立ち位置、そういったものの在り方についても、現行の教育長が在任期間中

に、しっかりと議論、研究して、組織運営の基盤とその道筋を作っていきたい と考えています。以上です。どうぞよろしくお願いしたします。

教育次長 ありがとうございました。せっかくの機会ですので、他の委員の皆様も簡単に一言ずつお願いします。

教育長 それでは、現行制度の中では、教育委員会を代表者する委員長と事務局を預かる教育長は車の両輪でございます。今、教育委員長のほうからは、教育の理念や内容について、この総合教育会議の求めに役割があるとのことでございましたが、私のほうからは事務的でございますけれども、教育基本法における地方公共団体に役割は、教育施策を策定し、実施しなければならない。この辺をしっかり守る立場から、主語を、子どもではなく、子どものたちの成長のために教員や大人が何をしなければならないか、その視点から、なすべき施策の議論をしっかりと市長と一緒にできればなと思います。

もちろん、子どもたちが自らの力で幸せな未来を拓くことができる確かな学力の定着、これは誰もが願う教育の姿で議論のないところでございます。その意味で、総合教育会議は、市長と教育委員会が同じベクトルを向いて、それぞれの立場と権限の中で、大人が何をなすべきか、何が望まれるのか、しっかり議論できる場、そういう意味で非常大きく期待するところです。以上です。

教育次長 松本委員お願いします。

松本委員 松本でございます。今回総合教育会議という新しい会が開催されたということで、いろんなメリットが考えられると思うんですが、私、保護者という立場でも参加しておりますので、家庭・地域という場について考えてみますと、これは、学校ももちろん重要ですけれども、それに匹敵するような教育学習環境としての重要性を持っていると思います。学調(学力状況調査)なんかでもその重要性というのはアンケートにも表れているところではあるんですけれども、今までですと、学校としてそういう家庭にアクセスするということだけでは、この前の悲しい川崎市の事件なんかを見ましても、必ずしも十分でなかったというところもあったかと思うので、行政のトップの市長とこの教育委員会が合同で会議を持つという事として、行政のいろんなチャンネルを通じて家庭や地域とコンタクトできるというのは、学習の環境を向上させるという点でも、とても大事なことだと思いますので、その方にも期待したいと思います。よろしくお願いします。

教育次長 ありがとうございました。それでは、滝澤委員お願いします。

滝澤委員 はい。私は今期教育委員として初めての任命でございまして、教育 の専門家ではございませんが、むしろ、教育専門家でないがために気付くこと とか、市民の皆さんと同じような目線で、意見を申し上げる事ができるのでは ないかということがございます。かねてから、教育の重要性については、認識 しておりまして、本当に子どもを育てるということは、素晴らしいことでもあ り、また責任の重いことでもあります。私も、短大で教えていたことがあるの ですが、私が授業をすることがこの子たちにどういう影響を与えるものである かということを常に考えながら、この時間を使って有意義なことが伝えられた のだろうかということをいつも恐れながらやっていたわけで、先生方はいつも そのような思いでやられているのではないかなと思います。それで、一生懸命 やってみえる教育現場と教育行政、そして市長の思い、こういうものが一体と なって理解をされた上で教育が進んでいくということが一番だと思いますので、 今回総合教育会議という場ができ、市長と教育委員会それと行政とのコミュニ ケーションが充実するということは、非常にいいことだと思っています。しか もオープンな形でございますので、市民の皆様にも議論の内容がおわかりいた だけるということが、すごく透明性が高いと思っております。市長からは、重 点的に講ずべき施策についての議論と、緊急対応の場としてこの会議を考えて いるというお話をお伺いいたしました。教育行政、教育というのは多岐にわた り、また、しかも一つ一つが非常に重要なことでございますので、全てを限ら れた時間と予算の中で全てを進めていくというのはなかなか難しいことになり ますので、重点的に講ずべき施策という点で、教育委員会行政と市長とコミュ ニケーションをしっかりとって、決定していくということが非常に重要である と思います。そのために私も、教育の専門家ではございませんけれども、一生 懸命研鑽をいたしまして、議論についていけるように頑張りたいと思っており ます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長 ありがとうございました。それでは、庄山委員お願いします。

庄山委員 はい。庄山でございます。27年4月1日この日に、この総合教育会議が開かれるというのは非常に意義あることだと市長さんおっしゃいましたけれども、私も全くその通りだと思っております。それで、市長さんと定期的な懇談会が持てるということで、大綱的な話し合いができるということで、大変期待もしておりますし、嬉しくも思っております。この新法改正で、新教育長となるのは、その教育長がどのような働きをするか、津市では3年ほど時間がありますので、多分教育長に係る負担が非常に大きなものになると予想され

ますので、それをどのようにこの教育委員会、教育委員会事務局で回転させて いくのか、事務がすんなりと上手く進んでいくのかということをこの3年間で 考えなければいけない、そのように思っております。それから、私、骨の部分 をちょっと話をさせていただきますけれども、いつもこの部分に立ち返るんで すけれども、教育は先程市長さんがおっしゃいましたけれども、中立と安定性 というのが最も大事だと思っているんです。それで、何か大きな事が起こった 時にやはりその骨の部分に必ず戻って事を決めていくというふうなことが大事 だろうと思いますが、しかし、不易と流行ということがございまして、どうし ても伝統的なことで守っていかなければならない部分と、流行で変えていかな ければならない部分というのがございまして、例えば少子高齢化、情報化、子 ども達の変化、これはもう十何年も言われ言われ言われ続けておりまして、ま っただ中に入りましたけれども、それが十分津市として機能しているか、例え ば生涯学習公民館活動、或いは子どもたちの関係等々、この十数年間を言われ ながらもまだまだ後期高齢化の部分でまだやらなければいけないものがあるの ではないかと。少子化だからこそやらなければならない事があるのではないと いうことをしっかりと議論しながら、この会議を進めて行けたらいいなと考え ています。どうぞよろしくお願いします。

教育次長 ありがとうございました。それではこれより、協議調整事項の「2 総合教育会議の運営について」に入らせていただきます。もう一枚めくってい ただきますと、資料2がございますので、御覧頂きたいと思います。津市総合 教育会議に関する内規でございます。まず、第1につきましては趣旨について の規定でございます。改正後の地教行法の規定に基きまして、会議の運営につ きまして、必要な事項を定めるとさせていただいてあります。第2については、 招集についての規定でございます。法律に、会議の招集は市長が行うこと、ま た教育委員会からその権限に属する事務について、市長に会議の招集を求める ことができると規定されており、その手法について定めるものであります。第 3につきましては、関係者の意見聴取についての規定でございます。法律の関 係者又は学識経験を有する者から、当該協議するべき事項について意見を聞く ことができるとありますので、このことにつきまして、内規に明確化するもの であります。第4につきましては、会議の公開についての規定でございます。 法律に会議は公開することができるとありますが、ただし個人の秘密を保つた め必要があるとき、会議の公正が害されるおそれがあるとき、その他公益上必 要があると認められるときは、この限りではないと規定されておりますけれど も、これらのことにつきまして、内規に明確するものです。また、会議の公開 にともなう、部の手続きに関することについて、別に定めることについても言 及するものであります。第5につきましては、議事録に関する規定でございます。法律に市長は総合教育会議の終了後、遅滞なく総合教育会議の定めるところにより、議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないと規定されておりますけれどもこれらのことにつきまして、内規に明確するものであります。

続きまして、第6につきましては、総合調整に関する規定を、第7につきましては、庶務に関する規定でございます。先程御説明いたしましたように、総合教育会議につきましては、津市におきましては、教育委員会事務局教育総務課に担当をおきまして、担当いたしまして、政策財務部政策課ではいずれの業務にも関わる総合調整ということで、担当いたします。それぞれの担当における所掌につきまして、内規において明確化するものであります。第8につきましては委任に関する規定でございます。以上で内規(案)の説明を終了いたしますが、何か御意見御質問等がありましたら、お願いいたします。

(異議なしの声あり)

教育次長 はい。それでは、津市総合教育会議に関する内規(案)につきましては、本日の会議で整いましたので、今後は内規に基づきまして、会議の運営を図ってまいります。つづきまして、今後の総合教育会議の開催に当たりましてですが、どのような案件を今後は協議調整するのかにつきまして、教育長から参考例を提示いただきたいと思いますので、お願いいたします。

教育長 資料の3を御覧をいただきたいと思います。総合教育会議で協議・調整する項目の事例(案)を出してございます。1から大綱の策定、それから2番子ども達の学校教育に係る部分がございます。それで、6番に幼児教育、それから7番に、スポーツ・文化振興、社会教育が記載がございます。ちなみに文教都市を売る市町では、メインに生涯学習が来ておりますので、6番、7番辺りの議論が重要かなと思いますが、ここにつきましては、事例を列挙したものでございまして、これからその都度必要な項目について、総合教育会議でしっかり議論ができればなというふうに考えています。以上です。

教育次長はいい。先程のことにつきまして、何かありましたらお願いします。

市長 大綱をいつつくるのかということが、この後議論になってくると思いますが、基本的に私は、そんなに大綱先にありきじゃない方が良いんではないかと。つまり議論をして、その積み上げの中でですね、大綱の姿を徐々に積み上げて行く方が良いのではないかと私は考えております。皆さん、もし異なる考えがあればお聞かせください。

教育次長 いかがでございます。お願いします。

教育長 正にそのとおりでございまして、大綱は形が出来ればいいというものではございませんので、大綱の骨になる教育ビジョンの基本計画の部分とか、そういうのをしっかりと構築をして実践できる形にすることが大事だと思いますので、それについては、市長にしっかり議論できるというのは、非常に助かる話でございます。

市長 大綱をつくるのが、総合教育会議の権限ではあるんだけれども、大綱をつくるために総合教育会議をやるわけではないので、会議の流れの中で出来れば良いのではないかと思います。

教育次長 その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。それでは、3 その他でございますが、事務局からはございませんけれども、各委員の皆様から何かございませんでしょうか。

各委員 ありません。

教育次長 よろしいでしょうか。それでは、本日の協議・調整事項これで終了 いたしましたので、前葉市長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

市長 はい。第1回津市総合教育会議を開かせていただきましたところ、皆様からこの教育会議にかける思い、或いはこういうところを議論したいんだということをお示しをいただきまして、ありがとうございました。今日は、議論の中身には入りませんでしたが、それぞれ重要な御指摘ございましたので、それぞれ教育委員会、そして私の方で十分また思いを巡らしながら、次回の会議に臨みたい、或いは臨んでいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

各委員 ありがとうございました。